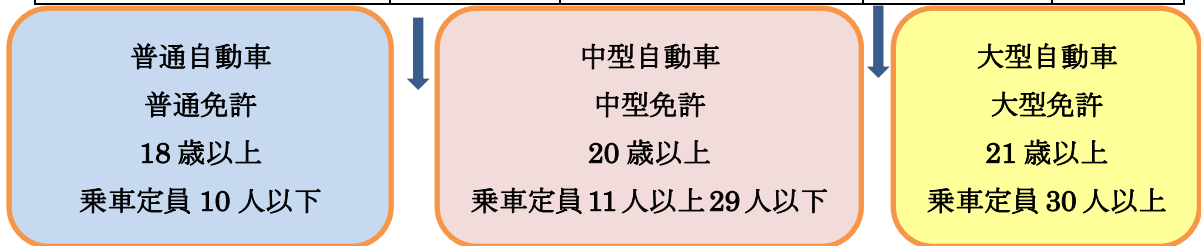


平成 29 年 3 月 12 日から

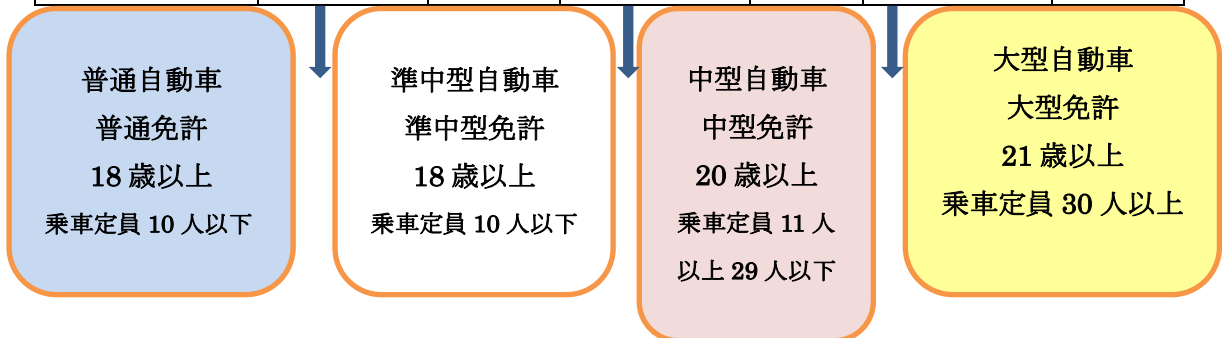
改正前

車両総重量	5 t 未満		11 t 未満	
最大積載量	3 t 未満		6.5 t 未満	



改正後

車両総重量	3.5 t 未満		7.5 t 未満		11 t 未満	
最大積載量	2 t 未満		4.5 t 未満		6.5 t 未満	



平成 29 年 3 月 12 日より前に普通免許を取得している方の運転免許は次のよう
になります。

普通免許 → 準中型免許「準中型車は 5 t 未満に限る」
運転できる車の大きさは変わりません
「車両総重量 5 t 未満 最大積載量 3 トン未満 乗車 10 人以下」

この方が
準中型車を運転したい準中型免許を取得したい

4 時限（技能教習時限数）
限定解除の審査に合格 → 準中型免許取得
総重量 7.5 t 未満 最大積載量 4.5 t 以下の準中型車を運転できます。

この方が
中型車を運転したい中型免許を取得したい

11 時限（技能教習時限数）
1 時限（学科教習時限数） 中型免許合格 → 中型免許取得
総重量 11 t 未満 最大積載量 6.5 t 未満 乗車定員 29 人以下の中型車が運
転できます。

平成 29 年 3 月 12 日以降 初めて免許を取得する場合

普通車、準中型車の順に取得する場合

普通免許	→	準中型免許
34 時限（技能教習時限数）		13 時限（技能教習時限数）
26 時限（学科教習時限数）		1 時限（学科教習時限数）

準中型免許は 18 歳以上で普通免許なしで取得可能

準中型免許
41 時限（技能教習時限数）
27 時限（学科教習時限数）